

千早赤阪村地域防災計画 修正方針

— 目次 —

1. 千早赤阪村地域防災計画の修正の背景	1
2. 千早赤阪村地域防災計画の主な修正事項	2
3. 千早赤阪村地域防災計画の構成	5

— 参考資料 —

参-1. 地域防災計画の位置づけ	6
参-2. 国の動向（最近の法改正等）	7
(1) 災害対策基本法等の一部改正	
(2) 水防法等の一部改正	
(3) 防災基本計画の修正	
(4) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更	
(5) 防災に関する主なガイドラインの策定等	
参-3. 大阪府地域防災計画の修正概要	20

I. 千早赤阪村地域防災計画の修正の背景

現行の千早赤阪村地域防災計画（令和3年3月）について、重点的に見直す事項を把握するとともに、現行計画策定以降に改正された法令等に留意して、修正方針を設定する。

<千早赤阪村地域防災計画（現行計画：令和3年3月）>

<国・府・村の動向 [令和3年以降]>

○国の主な動向

- ・近年発生した大規模災害（令和3年7月1日からの各地の大雨、令和6年1月能登半島地震等）による課題対応
- ・災害対策基本法の改正（令和3年5月、令和5年9月、令和6年4月、令和7年7月）
- ・防災基本計画の修正（令和3年5月、令和4年6月、令和5年5月、令和6年6月一部修正、令和7年7月一部修正）
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（令和7年7月）
- ・防災に関するガイドラインの策定・改定 等

○大阪府の動向

- ・大阪府地域防災計画の修正（令和3年1月、令和4年1月、令和4年12月：基本対策編及び原子力災害対策編、令和5年3月、令和6年4月：関連資料集、令和7年3月：基本対策編及び原子力災害対策編修正）
- ・第6次地震防災緊急事業五箇年計画の変更（令和7年3月一部変更）
- ・新・大阪府地震防災アクションプランの修正（令和7年3月一部修正）
- ・大阪府水防計画の変更（令和7年度）
- ・中小河川の洪水浸水想定区域の公表 等

○千早赤阪村の動向

- ・第5次千早赤阪村総合計画（令和3年12月）、千早赤阪村災害時支援計画（令和6年8月）、千早赤阪村業務継続計画（令和5年8月）
- ・千早赤阪村洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4年2月）、千早赤阪村ため池ハザードマップ（令和5年3月）
- ・千早赤阪村の社会情勢の変化、組織機構・防災対策の変更 等

<令和7年度 千早赤阪村地域防災計画 修正方針>

① 近年の関連法令・計画等の改正状況との整合

（災害対策基本法、防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画 等）

② 大阪府地域防災計画（過年度修正内容等）との整合

③ 近年の大規模災害（令和6年能登半島地震等）の教訓等の反映

④ 千早赤阪村の上位関連計画、最新の組織体制、事務分掌との整合

⑤ 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員・府協議の意見の反映

2. 千早赤阪村地域防災計画の主な修正事項

前項の修正方針を踏まえ、千早赤阪村地域防災計画の主な修正事項を以下に示す。

(現行計画の記載確認事項も含む。)

<地域防災計画の主な修正事項>	
(1) 防災の基本理念及び各主体の基本的責務の明確化	<ul style="list-style-type: none">○被災後の感染症対策の考え方の明示○複数の災害等への同時対応（複合災害対策）○事業者・自主防災組織・住民等各主体が一体となった防災対策の推進
(2) 大規模広域災害に対する即応力の強化	<ul style="list-style-type: none">○地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化○庁舎・避難所等、防災拠点の非構造部材を含む耐震対策等による安全性の確保、非常用電源の確保
(3) 応援・受援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">○大阪府による市町村支援体制の充実○他県等からの人的等支援について、具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みの設定○災害ボランティア受入体制の整備○被災者援護協力団体（NPO・ボランティア団体等）との平時からの連携
(4) 地域防災力の向上及び継続・発展	<ul style="list-style-type: none">○平時における住民・自主防災組織等に対する防災教育・啓発内容の充実<ul style="list-style-type: none">◇避難情報の意味、発令時にとるべき行動○地域コミュニティの活性化による防災・減災力の向上を図るため、男女共同参画をはじめとする多様な主体の参画等を推進○消防団員等が参画した防災教育の推進や気象防災アドバイザー等による助言○消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
(5) 水害対策の強化	<ul style="list-style-type: none">○適切な避難行動を促す情報伝達<ul style="list-style-type: none">◇「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の明示○河川に対する避難指示等の発令基準の設定○洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対して迅速な避難のために必要な助言等の実施
(6) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保	<ul style="list-style-type: none">○災害種別に応じた指定避難所、指定緊急避難場所の指定、地域一時避難所の検討○避難指示等の具体性と迅速性の確保○わかりやすい避難情報の伝達（避難の対象者、とるべき避難行動等）○避難行動等を支援する避難情報の充実（「緊急安全確保」の新規運用、「避難勧告」・「避難指示」の一本化等の避難情報の区分・名称変更への対応）○災害時の代替輸送手段の確保の検討○長周期地震動階級に関する情報の発信等○通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

<地域防災計画の主な修正事項>

(7) 避難行動要支援者等、要配慮者への支援体制の強化

- 災害危険区域内の要配慮者利用施設の指定
- 避難確保計画の作成・避難訓練実施の義務化
- 避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備、避難行動要支援者名簿の適切な保管管理
- 個別避難計画の作成（村の努力義務化）
- 社会福祉施設等との災害協定締結の推進
- 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進
- 保健医療福祉に係る支援者の明確化

(8) 避難所等における生活環境の維持・向上等

- 訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及
- 指定避難所の滞在環境の整備、ネットワーク環境の整備、電力容量の確保
- 避難所運営におけるペット同行避難等への対応
- 避難所の開設当初からの簡易ベッドや段ボールベッド、パーテイション等の迅速な設置対応
- 避難所における食物アレルギーへの配慮
- 要配慮者、女性、性的マイノリティ等の多様なニーズへの対応
- 温もりのある食事提供体制の整備
- 快適な生活環境の提供への配慮
- 避難所以外（在宅や車中泊等）で避難生活を送る避難者等への支援
- 村外の避難者の受け入れ方策
- 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- 避難所開設時における指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDの報告

(9) 必要物資の供給体制の強化

- ヘリコプターの積極的な活用
- 村内の物資拠点から各避難所への配送ルールの作成や支援物資の円滑な支給体制の構築（新物資システム（B-PLo）の活用 等）
- 配送状況やニーズ把握のための情報共有体制の整備
- 供給物資が不足した場合の調達体制の整備（民間企業・建設業団体等との協力体制の締結推進・強化 等）
- 重要物流道路にかかる国の支援（重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓閉や災害復旧の代行制度 等）
- 災害時用備蓄物資等の充実
- 物資の備蓄状況の公表
- 災害用井戸等の活用による代替水源の確保

(10) 災害廃棄物対策の強化

- 大規模災害時に備えた早期災害廃棄物処理体制の確保
- 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保（災害ボランティア活動の環境整備 等）

(11) 大規模災害時における交通機能確保対策の強化

- 災害応急時における交通機能の確保

<地域防災計画の主な修正事項>

- (12)復旧・復興対策の強化(被災者の生活再建への支援等)
- 罹災証明書の発行体制の強化(被災者支援システムの活用 等)
 - 賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅の借上げ等)の活用
 - 災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みの整備
 - 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

- (13)新型コロナ禍を踏まえた避難所等における感染症対策の充実

- 知人宅・親戚宅や在宅避難の検討の呼びかけ
- 感染症対策に配慮した避難スペースの確保を含めた避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- 自宅療養者等の避難に対して情報提供を実施

- (14)その他の修正

- 防災拠点における長期停電・通信障害への対応強化
- 帰宅困難者支援体制の整備(「関西広域帰宅困難者等対策ガイドライン」に基づく訓練実施等)
- 空き家等に対する防災対策の実施(倒壊等の二次災害の防止)
- 災害時の保健医療活動にかかる体制整備
- 災害支援ナースの派遣要請の依頼
- 災害時における情報提供方策の充実
- 国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)による情報共有化への対応
- 災害発生前の緊急通行車両確認証明書及び標章の交付への対応(事前届出制度は令和5年9月に廃止)
- 災害対応における先進技術の導入を促進(「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム(内閣府)」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行う)
- 防災情報のデータ連携のための環境整備
- 府の安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- 国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用し、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討
- 宅地造成等規制法の改正に伴う名称変更「宅地造成及び特定盛土等規制法」
- 岩手県大船渡市林野火災等を踏まえた林野火災対策内容の修正
- 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
- 国、府、村及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等への対応

3. 千早赤阪村地域防災計画の構成

今回の千早赤阪村地域防災計画(令和7年度修正)は、現行計画(令和3年3月修正)の構成に準ずる。

■ 千早赤阪村地域防災計画の構成

第1部 総 則	
第2部 災害予防対策計画	第1章 防災体制の整備 第2章 地域防災力の向上 第3章 災害予防対策の実施
第3部 災害応急対策計画	第1章 活動体制の確立 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第3章 消火、救助、救急、医療救護 第4章 避難行動 第5章 交通対策、緊急輸送活動 第6章 ニ次災害防止、ライフライン確保 第7章 被災者の生活支援 第8章 社会環境の確保
第4部 事故等災害応急対策計画	
第5部 災害復旧・復興対策計画	第1章 生活の安定 第2章 復興の基本方針
付録I 南海トラフ地震防災対策推進計画	第1章 総則 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第3章 重点施策 第4章 地震発生時の応急対策等 第5章 円滑な避難の確保に関する事項 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第7章 防災訓練計画 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
資料編	

参考資料

参-1. 地域防災計画の位置づけ

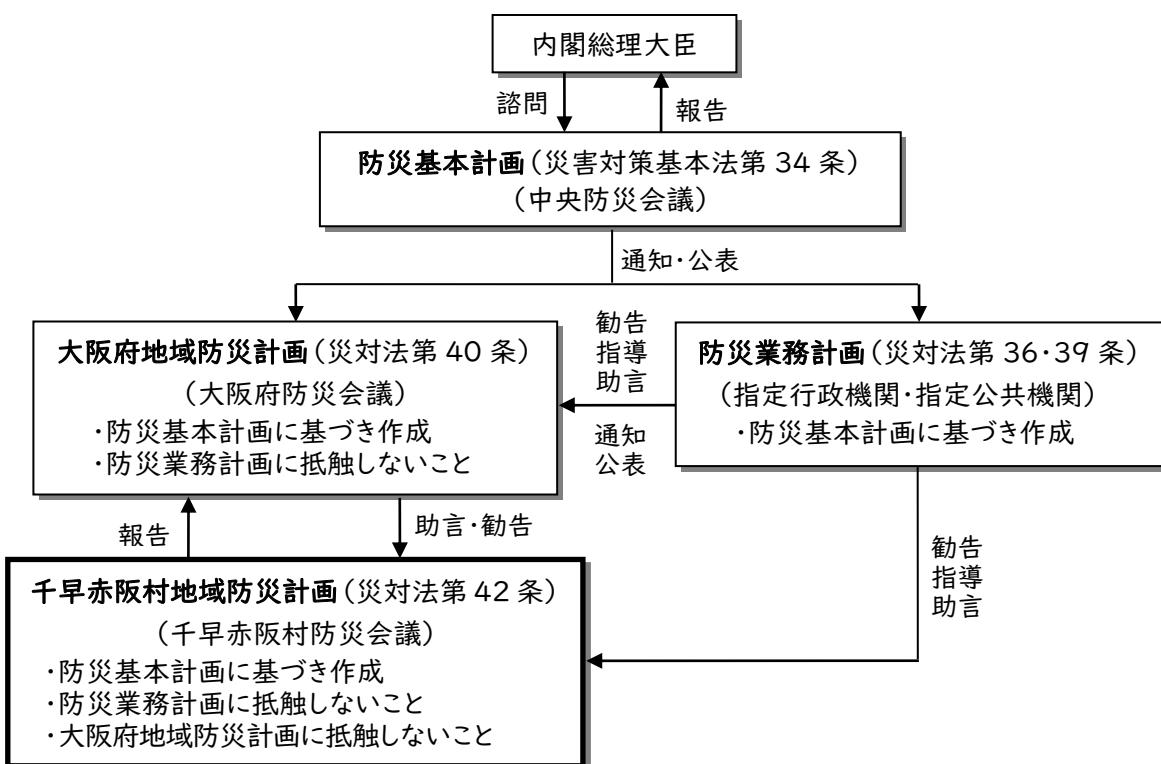
- ・地域防災計画は、災害対策基本法第42条(及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条)の規定に基づき、千早赤阪村防災会議が作成する計画である。
- ・地域防災計画は、千早赤阪村のみならず、大阪府、防災関係機関が有する全機能を有機的に發揮し、村域における各種災害の予防、応急及び復旧・復興対策を実施することにより、村域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としている。

■ 災害対策基本法(第42条第1項及び第2項を抜粋)

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画



参-2. 国の動向（最近の法改正等）

国（内閣府、中央防災会議等）においては、近年発生した大規模災害による教訓や課題を踏まえ、被害想定のあり方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討し、法律の制定・改正や防災基本計画の修正、関連ガイドラインの整備等を進めている。

■国（内閣府、中央防災会議等）の動向（令和3年3月以降）

年	月日	法改正等の概要	所管	備考
令和3年	5月10日	災害対策基本法等の一部改正 ◇避難勧告・避難指示の一本化 ◇個別避難計画の作成を努力義務化	内閣府等	表I-1
		「避難情報に関するガイドライン」の改定 ◇「避難勧告等に関するガイドライン」を名称変更 ◇避難情報区分の見直し	内閣府	表5-1
		「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」の公表 ◇広域避難の実効性を確保	内閣府	表5-1
	5月20日	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定 ◇指定福祉避難所の指定を促進し、要配慮者の支援を強化	内閣府	表5-1
	5月25日	防災基本計画の一部修正 ◇災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）等を踏まえた修正	中央防災会議	表3-1
	7月15日	水防法等の一部改正 ◇最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正	国土交通省	表2-1
令和4年	6月17日	防災基本計画の一部修正 ◇最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正	中央防災会議	表3-2
令和5年	5月30日	防災基本計画の一部修正 ◇最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえた修正	中央防災会議	表3-3
令和6年	6月28日	防災基本計画の一部修正 ◇令和6年能登半島地震等災害対応の教訓、施策の進展等を踏まえた修正	中央防災会議	表3-4
令和7年	7月1日	災害対策基本法等の一部改正	内閣府等	表I-2
		防災基本計画の一部修正 ◇令和6年能登半島地震等災害対応の教訓、災害対策基本法等の改正（国による災害対応の強化、被災者支援の充実、復旧・復興の迅速化等）、施策の進展等を踏まえた修正（各編）	中央防災会議	表3-5
		南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更 ◇南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける新たな被害想定と、近年の情勢の変化等を踏まえた見直しを実施	中央防災会議	表4-1

(1) 災害対策基本法等の一部改正

出典：内閣府資料

- 令和3年5月改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、避難情報区分の見直し（避難勧告・指示を一本化等）、個別避難計画作成の努力義務化等について明記された。【表 1-1】

■表 1-1 災害対策基本法等の一部改正の概要（令和3年5月）

項目	概要
1. 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保	1) 避難勧告・避難指示の一本化等 ・避難勧告・避難指示を一本化し、従来の避難勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し 2) 個別避難計画の作成 ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等 ・災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置
2. 災害対策の実施体制の強化	1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置） 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

- 災害対策基本法施行令等の令和5年9月一部改正では、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができることとされた。よって、令和5年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができるようになった。また、災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定された。
- 災害対策基本法施行令等の令和6年4月一部改正は、次のとおりである。

(1) 災害対策基本法施行令の一部改正（第1条関係）

指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととする。（第18条第1項）

また、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとする。（第18条第5項）

(2) 大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正（第2条関係）

関係行政機関から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととする。（第42条第1項）

また、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとする。（第42条第5項）

- 令和7年7月改正では、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災 DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について明記された。【表 1-2】

■表 1-2 災害対策基本法等※の一部改正の概要（令和7年7月）

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

項目	概要
1. 国による災害対応の強化	<p>1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化（災害対策基本法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。 ・国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。 <p>2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置（内閣府設置法）</p>
2. 被災者支援の充実 ① 被災者に対する福祉的支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等の要配慮者、在宅避難者等多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記 ●支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握 (災害救助法、災害対策基本法)
② 広域避難の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ●広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進 ●広域避難者に対する情報提供の充実 ●市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化 (災害対策基本法)
③ 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設 ●登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる ●都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁 ●国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進 (災害対策基本法、災害救助法)
④ 防災 DX・備蓄の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者支援等における、デジタル技術の活用 ●地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表 (災害対策基本法)
3. インフラ復旧・復興の迅速化	<p>1) 水道復旧の迅速化（水道法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加、また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする <p>2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進（災害対策基本法）</p> <p>3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例（大規模災害復興法）</p>

(2) 水防法等の一部改正

- 令和3年7月の一部改正では、昨今の水害発生状況を踏まえて、洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大や、要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保の必要性について、明記された。【表2-1】

■表2-1 水防法の一部改正の概要（令和3年7月）（土砂災害防止法の一部改正含む）

項目	概要
① 洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川拡大等	・洪水予報河川又は水位周知河川に加え、一級河川及び二級河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川））について、洪水浸水想定区域の指定対象に追加
② 要配慮者施設の利用者に係る避難確保措置の見直し	・市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画（避難確保計画）について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設 ・要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

出典：国土交通省水管理・国土保全局資料

(3)防災基本計画の修正

出典:中央防災会議資料

- 令和3年5月の修正では、災害対策基本法の改正（災害対策本部の見直し、避難勧告・避難指示の一本化等）、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた修正が行われた。【表3-1】

■表3-1 防災基本計画の修正のポイント(令和3年5月)

項目	概要
主な内容	<p><u>1. 災害対策基本法の改正を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 災害対策本部の見直し（特定災害対策本部の設置等）● 個別避難計画の作成<ul style="list-style-type: none">◇ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化● 避難勧告・避難指示の一本化等<ul style="list-style-type: none">◇ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し● 広域避難に関する事項<ul style="list-style-type: none">◇ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議◇ 他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結◇ 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施 <p><u>2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 避難所における感染症対策<ul style="list-style-type: none">◇ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等● 避難所開設・運営訓練の実施<ul style="list-style-type: none">◇ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施● パーティション等の備蓄の促進<ul style="list-style-type: none">◇ マスク、消毒液に加え、パーテーション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進● 感染症の自宅療養者等に対する情報共有等<ul style="list-style-type: none">◇ 平時からの自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認◇ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供● 被災自治体への応援職員等の感染症対策<ul style="list-style-type: none">◇ 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底◇ 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 <p><u>3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 災害対応業務のデジタル化の推進● 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保● あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進● 事前防災の取組や複合災害への対応の推進● ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援● 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進● 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進● それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建● 女性の視点を踏まえた防災対策の推進 等

- 令和4年6月の修正では、令和3年度に発生した災害対応の教訓や、関係法令の改正等を踏まえた修正が行われた。【表 3-2】

■表3-2 防災基本計画の修正のポイント(令和4年6月)

項目	概要
主な内容	<p><u>1. 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正</u></p> <p><令和3年7月1日からの大雨></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 盛土による災害の防止に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ◇都道府県等が行う危険箇所対策への国による支援 ◇危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導 ● 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ◇平時からの安否不明者の氏名等公表に係る手続等の整理 ◇災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み ● 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 <ul style="list-style-type: none"> ◇学校における消防団員等が参画した防災教育の推進 ◇避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言 <p><海底火山「福德岡ノ場」の噴火に伴う軽石被害></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 航路等に漂流する軽石の除去 <ul style="list-style-type: none"> ◇国、港湾管理者、漁港管理者による航路啓開等のための軽石の除去 <p><トンガ諸島の火山噴火による潮位変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外で大規模噴火が発生した場合等の情報の周知や津波における避難指示の適切な発令 <ul style="list-style-type: none"> ◇海外で大規模噴火が発生した場合等の潮位変化に関する情報の周知 ◇市町村における津波高に応じた避難指示の発令対象区域の設定 <p><u>2. 関連する法令の改正を踏まえた修正</u></p> <p><津波対策の推進に関する法律の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇津波対策におけるデジタル技術の活用 ◇地域の特性に応じた避難施設等の整備の推進 <p><豪雪地帯対策特別措置法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豪雪地帯における雪害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◇命綱固定アンカーの設置の促進等 ◇克雪に係る技術の開発・普及の促進 <p><海上交通安全法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶交通の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇異常気象等による船舶交通の危険防止のための三大湾等における船舶に対する湾外等への避難勧告等 <p><航空法施行規則の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策に従事する航空機の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ◇都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整 <p><u>3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報のデータ連携のための環境整備 ● 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進 ● 線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等 ● 避難所における食物アレルギーへの配慮 ● 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備 ● 無電柱化推進計画に基づく無電柱化の促進

- 令和5年5月の修正では、令和4年度に発生した災害対応の教訓や、施策の進展等を踏まえた修正が行われた。【表 3-3】

■表3-3 防災基本計画の修正のポイント(令和5年5月)

項目	概要
主な内容	<p><u>1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体と連携した被災者支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化 ◇災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化 ◇災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みの整備 ● 国民への情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> ◇長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達 ◇通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施 ◇障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進 ● デジタル技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ◇被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用 <p><u>2. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説・伝達 <p><u>3. 令和4年に発生した災害を踏まえた修正</u></p> <p><津波対策の推進に関する法律の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化(海上災害対策編の修正) <p><トンガ諸島の火山噴火による潮位変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

- 令和6年6月の修正では、令和6年1月に発生した能登半島地震等における災害対応の教訓や、施策の進展等を踏まえた修正が行われた。【表3-4】

■表3-4 防災基本計画の修正のポイント(令和6年6月)

項目	概要
主な内容	<p><u>1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな総合防災情報システムの運用開始 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 防災情報の総合防災情報システム(SOBO-WEB)への集約 ● 水害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化 ● 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施 ◇ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供 <p><u>2. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正</u></p> <p><令和6年能登半島地震に係る検証チーム></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地の情報収集及び進入方策 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化 ◇ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用 ◇ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整 ◇ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化 ● 自治体支援 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実 ◇ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化 ● 避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ◇ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置 ◇ 避難所における生活用水の確保 ◇ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮 ◇ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化 ◇ 保健医療福祉に係る支援者(JRAT、JDA-DAT等)の明確化 ● 物資調達・輸送 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保 <p><その他各省庁における振り返り></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 長時間継続する津波の見通し等に関する解説 ◇ より実態に即した液状化リスク情報の提供 <p><u>3. 関連する法令の改正を踏まえた修正</u></p> <p><活動火山対策特別措置法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 活動火山対策の強化 <p><医療法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害支援ナースの充実・強化 <p><水防法及び気象業務法の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施 <p><災害対策基本法施行令の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通行車両確認標章等の事前交付

- 令和7年7月の修正では、令和6年1月に発生した能登半島地震等における災害対応の教訓や、災害対策基本法等の改正等を踏まえた修正が行われた。【表 3-5】

■表3-5 防災基本計画の修正のポイント(令和7年7月)

項目	概要
主な内容	<p><u>1. 関連する法令の改正を踏まえた修正</u></p> <p><災害対策基本法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国による災害対応の強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施 ● 市町村から国に対する応急措置実施の要請 ● 防災監の政府災害対策本部への参画 ○被災者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅・車中泊避難者への DWAT 派遣による福祉サービスの提供 ● 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携 ● 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携 ● 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表 ○復旧・復興の迅速化 <ul style="list-style-type: none"> ● 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進 <p><道路法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化 <p><航空法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行 <p><u>2. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化 ● 協定・届出避難所に係る情報の事前把握 ● キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化 ● 迅速なプッシュ型支援のための国との備蓄物資の分散備蓄 ○保健医療福祉支援の体制・連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築 ● 発災後速やかな DHEAT 派遣、保健師等チームの充実・強化 ○官民連携や人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 国と全国域の災害中間支援組織(JVOAD)の連携 ● 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化 ○消防防災力の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ● 消防団と多様な主体(自主防災組織・防災士等)の連携 ● 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備 ○インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体と連携した TEC-FORCE 支援活動の実施 ● 上下水道一体での災害対応の実施(最優先復旧箇所の事前選定等) ● 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保 ○被災地における学びの確保 <ul style="list-style-type: none"> ● 被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)による教職員等の派遣 ○防災 DX の加速 <ul style="list-style-type: none"> ● 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)の利活用促進、研修・訓練の実施 ● 防災 IoT システムによる被災状況の迅速な共有 ● 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所 ID の報告

項目	概要
	<p><u>3. その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における船舶活用医療の提供 ● 避難所でのこども・若者の居場所の確保 ● 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護） ● 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進 <p><岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化 ● 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

(4) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の令和7年7月の変更では、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける新たな被害想定と、近年の情勢の変化等を踏まえ、見直しが行われた。【表4-1】

■表4-1 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更のポイント(令和7年7月)

項目	概要
主な内容	<p>■<u>南海トラフ巨大地震対策についての報告書(令和7年3月)を踏まえた主な変更</u></p> <p><南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する基本の方針></p> <p style="text-align: right;">※下線は今回の見直しで追加となった項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の<u>重点化</u> 2.地震動(強い揺れ)及び火災に伴う被害への対応 3.巨大な津波に伴う被害への対応 4.超広域かつ多分野にわたる被害への対応 5.<u>災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援</u> 6.国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応 7.時間差において発生する地震への対策等の推進 8.<u>複数の災害等への同時対応(複合災害対策)</u> 9.主体的に防災対策に取り組む社会の醸成 10.訓練等を通じた実効性のある対策の推進 11.防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進 12.<u>総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化</u> 13.<u>地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握</u> <p><南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策></p> <p>◇<u>南海トラフ地震防災推進地域の追加指定</u></p> <p>新たに16市町村を追加指定</p> <p>◇<u>新たな今後10年の減災目標</u></p> <p>① 想定される死者数:約29万8千人からおおむね8割減少</p> <p>② 想定される建築物の全壊焼失棟数:約235万棟からおおむね5割減少</p> <p>◇<u>減災目標達成に向けた施策</u></p> <p>① 減災目標を達成するための各種施策の推進に当たっては、具体目標を定め進捗状況を把握・評価</p> <p>② 具体目標は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に切り出した目標を新たに設定</p> <p>③ 「命を守る」「命をつなぐ」ために特に重要な対策については、特に重要な具体目標を定めた上で、重点的にモニタリングを実施することで推進</p> <p>◇<u>具体的に実施すべき主な対策</u></p> <p>① 社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築 安全で確実な避難の確保、防災教育・防災訓練の充実、NPO・ボランティア団体等民間主体との連携、広域連携・支援体制の確立、後発地震への対応</p> <p>② 被害の絶対量を減らす取組 建築物の耐震化等、火災対策、津波に強い地域構造の構築、総合的な防災力の向上</p> <p>③ ライフライン・インフラの強化 ライフライン施設の耐震化、インフラ施設の耐震化、基幹交通網の確保、石油コンビナート対策(長周期地震動対策)等</p>

項目	概要
	<p>④ 救助体制・救急救命を強化する施策・防災 DX 救急救命を強化する施策、救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実、デジタル技術を活用した防災対策の推進</p> <p>⑤ 被災者支援、災害関連死防止の対策 避難者等への対応、食料・水、生活必需品等の物資の調達、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、燃料の供給対策</p>

(5) 防災に関する主なガイドラインの策定等

出典：内閣府資料

- 前記(1)～(4)の関連法令の改正や防災基本計画の修正にあわせて、以下のとおり、防災関連ガイドライン等の策定・改定が行われている。【表 5-1】

■表 5-1 防災関連ガイドライン等の策定・改定の経緯(令和3年3月以降)

年	月	ガイドライン等の策定・改定	所管
令和3年	3月	「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」の改訂	環境省環境再生・資源循環局等
	5月	「避難情報に関するガイドライン」の改定 ・従来の「避難勧告等に関するガイドライン」を名称変更 ・避難情報区分の見直し(避難勧告・避難指示の一本化、情報区分の名称変更等)	内閣府
	5月	「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」の公表 ・広域避難の実効性を確保	内閣府
	5月	「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」の公表	国土交通省
	5月	「市町村のための水害対応の手引き」の改定	内閣府
	5月	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定	内閣府
	5月	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定 ・指定福祉避難所の指定を促進し、要配慮者の支援を強化	内閣府
	6月	「市町村のための人的応援の受け入れに関する受援計画作成の手引き」の公表	内閣府
	6月	「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)」の公表	内閣府等
	4月	「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定	内閣府
令和4年	4月	「避難所運営ガイドライン」の改定	内閣府
	4月	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」の改定	内閣府
	5月	「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の公表	国土交通省
	9月	「避難情報に関するガイドライン」の一部更新 ・警戒レベル「早期注意情報」に高潮を追加 等	内閣府
令和5年	3月	「災害ケースマネジメント実施の手引き」の公表	内閣府
	3月	「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」の公表	内閣府
	4月	「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の改定	国土交通省
	5月	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」の改定	国土交通省
令和6年	7月	「大規模地震発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」の改定	内閣府
令和7年	8月	「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」の改訂	内閣府

参-3. 大阪府地域防災計画の修正概要

令和2年度以降の大坂府地域防災計画の修正概要（令和3年1月、令和4年1月、令和4年12月、令和7年3月）を以下に示す。

■令和3年1月修正の概要

分類	項目	修正の概要
I 国の防災基本計画の修正（令和2年5月）を踏まえた修正	令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスクと取るべき行動の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ◇ ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知 ◇ 避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進 ◇ 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施
	令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期停電・通信障害への対応強化 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 病院等重要施設の非常用電源確保の推進 ◇ 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化 ● 被災者への物資支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
	災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施（※）
II 府における最近の施策の進展等を踏まえた修正	想定し得る最大規模の高潮による浸水想定への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定し得る最大規模の高潮の発生が予想される場合の災害モード宣言の発信 ● これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合の身の安全確保の呼びかけ
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衝工設置 ● 無人航空機を活用した情報収集 ● 所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発する等、二次災害防止に向けた取組みを促進

※令和2年6月、新型コロナウイルス感染症まん延時においても各市町村が感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営が行えるよう、「避難所運営マニュアル作成指針」（新型コロナウイルス感染症対応編）を作成。

■令和4年1月修正の概要

分類	項目	修正の概要
I 災害対策基本法の改正を踏まえた修正	避難勧告を廃止し避難指示への一本化等	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者を明確にし、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達
	個別避難計画の作成を市町村の努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災担当部局や福祉担当部局等関係部局の連携の下、避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成 ● 個別避難計画は、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報を適切に管理
	広域避難協議への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておく ● 他府県の市町村への受入れについて、府に対し他府県との協議を求めるほか、緊急時は、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議が可能
II 新型コロナウィルス感染症対策を踏まえた修正	避難所の感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる ● 平時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、住民への周知徹底を図る
	自宅療養者等の避難にかかる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から、市町村の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める ● 保健所は市町村の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める
III 最近の施策の進展等を踏まえた修正	災害対応業務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的・効率的な防災対策を行うため、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める
	災害応急時における交通機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う ●迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を行う

■令和4年12月修正の概要

分類	項目	修正の概要
I 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正	災害時における安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ●府は、発災時の安否不明者の救助活動の効率化・円滑化のため、安否不明者の氏名等の公表について、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続きを整理し明確化 ●府は、安否不明者の救助活動の円滑化つながると判断する場合は、すみやかに安否不明者の氏名等を公表し、安否不明者の絞り込みに努める ●市町村は、要救助者の迅速な把握のため、積極的に情報収集
	危険が確認された盛土に対する是正指導等、盛土による災害の防止に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ●府及び市町村は、盛土による災害の発生防止に向けた総点検を踏まえて、危険が確認された盛土は撤去命令等の是正指導の実施 ●府は、該当盛土の対策が完了するまで、市町村における避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合は適切な助言や支援の実施
	学校における消防団員等が参画した防災教育の推進等、適切な避難行動を促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村は、小学校等において、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、府民の防災意識の高揚、災害対応力を強化できるよう努め、府は支援を実施
II 関連する法令の改正を踏まえた修正	津波対策の推進に関する法律の改正	<ul style="list-style-type: none"> ●津波対策におけるデジタル技術を活用した防災教育、訓練等の実施
	航空法施行規則の改正	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整
III 最近の施策の進展等を踏まえた修正	避難所における食物アレルギーの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●食物アレルギーを有する者のニーズ把握等、食物アレルギーに配慮した備蓄を確保
	帰宅困難者対策とした一時滞在施設の確保への支援及び事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ●府は、府有施設や府立施設を一時滞在施設として希望する市町村に提供できるよう協力 ●府は、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める等、市町村と連携して一時滞在施設の確保の支援に努める
	男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●府及び市町村は、男女共同参画の視点から男女共同参画担当部局と防災担当部局との連携体制の構築 ●防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化するよう努める
	避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図る ●市町村は、避難所の停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める
	自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組みを通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進

■令和7年3月修正の概要

分類	項目	修正の概要
I 令和6年能登半島地震の振り返りを踏まえた修正 (国防災基本計画の修正を含む)	振り返りを踏まえて課題を整理し必要な対策を計画に反映	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年能登半島地震の振り返りとして、被災地派遣職員アンケートや関係部局へのヒアリング調査を実施。国等の検証結果も踏まえ、以下の6つの視点で修正 <ul style="list-style-type: none"> ① 受援・応援体制 ② 避難所運営 ③ 健康・医療・福祉 ④ 物資調達・輸送・管理 ⑤ 生活再建・インフラ復旧 ⑥ 防災DX・新技術の活用検討
II 国防災基本計画の修正を踏まえた修正	関連する法令の改正を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> <医療法の改正> ・災害支援ナースの充実・強化 <水防法及び気象業務法の改正> ・国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について都道府県の求めに応じ提供 <災害対策基本法施行令の改正> ・緊急通行車両確認標章等の事前交付
	最近の施策の進展等を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> ●新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の運用開始を受けた対応 ●道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化 ●避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援(自治体・保健師・福祉関係者等の連携した状況把握、在宅避難者、車中泊避難者の支援拠点設置・支援情報の提供) ●府民への情報伝達(長周期地震動・通信障害・障がい者の情報取得と意思疎通)
III 複合災害に備えた原子力防災体制の整理		<ul style="list-style-type: none"> ●地震等との複合災害に備え、原子力防災体制を整理・明確化